特定事業所集中減算に係る前橋市の取扱いについて

令和6年度

1 判定方法

事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、次のサービスが位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、サービスそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、上記サービスのいずれかについて<u>80%</u>を超えた場合に減算適用期間中の全ての居宅介護支援費が200単位減算になります。

(1) 具体的な計算式

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷ 当該サービスを位置付けた計画数

(2) 対象のサービス

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

【通所介護と地域密着型通所介護について】

- 次の①②いずれかの方法を事業所で選択し、計算してください
- ①通所介護と地域密着型通所介護でそれぞれ計算する方法
- ②通所介護と地域密着型通所介護を合算し通所介護等として計算する方法
- ※②を選択した場合は、チェック表中【通所介護】欄に入力し、【地域密着型通所介護】欄 は空欄としてください。
- ※②を選択した場合は、チェック表中に「合算した」ことを記録してください。

2 判定様式について

前橋市 HP 掲載の「特定事業所集中減算チェック表」を利用してください。

※掲載先: http://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/12987.html

3 判定期間、減算適用期間、提出期限について

判定は毎年度2回(前期及び後期)行い、<u>判定の結果が80%を超えた場合は、正当な理由の有無に関わらず、チェック表を前橋市介護保険課へメール又は郵送又は持参</u>してください。

また、減算の有無に変更がある場合は、以下の書類の提出も必要となります。

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

区分	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日から8月末日まで	10月1日から3月31日まで	9月17日(火)
後期	9月1日から2月末日まで	4月1日から9月30日まで	3月17日(月)

※提出期限の15日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その休日の翌日を提出期限とします。

4 正当な理由について

別紙「正当な理由の範囲」のいずれかに該当する場合は、チェック表の「正当な理由」欄に80%を超えた詳細な理由を記載してください。市で理由について確認し、適当と認められる場合は減算適用外となります。

5 その他

チェック表は、減算の有無に関わらず、各事業所において2年間保存してください。